



交通安全情報

第 38 号

R7.6.16

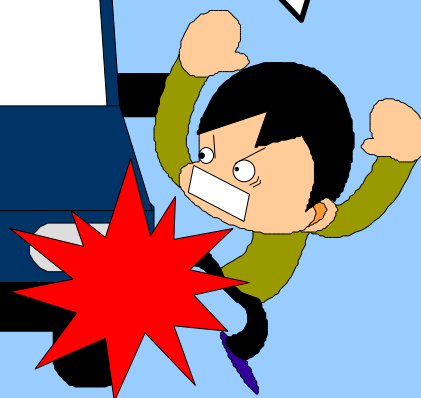
函館中央警察署

ながら運転の禁止！

前見て運転してるから大丈夫...

あっ！！！！

どこみてるんだ！
危ないだろ！



【道路交通法第71条第5号の5】

◎ 走行中の携帯電話用装置等の使用の禁止

自動車、原動機付自転車または自転車を運転するときは、停止しているときを除き、携帯電話用装置等を通話のため使用してはならない。

◎ 画像表示用装置の注視の禁止

自動車、原動機付自転車または自転車を運転するときは、停止しているときを除き、画像表示用装置に表示された画像を注視してはならない。

携帯電話使用等(保持)

罰則： 6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金

自動車、
原動機付自転車



違反点： 3点

反則金： 大型25,000円、普通18,000円
二輪15,000円、原付12,000円



運転中の携帯電話の操作は違反です、
安全な場所に停めてから操作しましょう！